令和2年度第2回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会 説明書

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会 委員各位

> 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会事務局長 (茅ヶ崎市 都市部 都市政策課 課長 深瀬 純一)

日頃より、本協議会の推進にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

本来ならば、本年一月の委員委嘱後最初の会議となるため、委員の皆様を招集又はオンラインを活用する会議開催とさせていただきたいところですが、緊急事態宣言下であることに加え、新型コロナウイルス感染症予防対策、オンライン設備が一部未了のため書面による会議(以下、「書面会議」という。)とすることにつきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日の書面会議では、令和2年度の特定事業の進捗確認をはじめ令和4年度に予定する 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の見直しを踏まえ、議題5件、報告2件、その他1件とさせ ていただき、委員の皆様からのご意見を伺わせていただきます。

各項の要旨を次ページ以降に記載していますので、資料と合わせてご確認いただきますようお願いします。

また、年度末の繁忙期のなか限られた期間での回答のご依頼となりますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点などございましたら、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

1 議題(1) 会長及び副会長の選任並びに協議会の運営について 【資料 1 参照】

- ・茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会要綱第5条に従い、資料1に示す本協議会の委員名簿から「会長」及び「副会長」を選出させていただきます。これまでの本協議会の運営の実績から事務局から「会長」に斉藤進委員、「副会長」に海津ゆりえ委員を推薦します。
- ・協議会については、資料の記載のとおり運営することを提案します。 各委員の回答及び意見を回答書議題(1)に記載をお願いします。

2 議題(2) 部会の委員、部会長及び副部会長の選任並びに部会の運営について【資料1参照】

- ・事務局としまして、前期に引き続き心のバリアフリーの推進にも注力したいと考えており、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会要綱第7条に従い、部会(市民部会)を立ちあげて引き続き取組を進めたいと考えています。
- ・資料1に示す本協議会の委員から、法*126条2項3号*2に該当する委員を部会委員 として15名を推薦し、推薦する委員の中から「部会長」及び「副部会長」を選出させ ていただきます。
- ・協議会との連携や連絡調整が必要となるため、協議会の「会長」及び「副会長」と同じ 委員となる「部会長」に斉藤進委員、「副部会長」に海津ゆりえ委員を推薦します。 各委員の回答及び意見を回答書議題(2)に記載をお願いします。
- ・部会については、協議会どの様の運営とすることを提案します。
 - ※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)
- ※2 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 議題(3) 書面会議に係る運営要綱の一部改正について 【資料 2-1~2-3 参照】

- ・新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面による会議開催が可能となるよう「新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会運営要綱」を令和2年6月12日から施行し、時限的な措置として令和3年3月31日限りとしていましたが、庁内の会議開催基準が見直しとなり令和4年3月31日までの延伸が可能となっています。
- ・今後ワクチン接種がはじまり環境の変化が生じてきますが、見通しが不透明な部分も多く本協議会においても、令和4年度の基本構想の見直しや心のバリアフリー推進等を令和3年度においても進めていく必要があります。庁内の開催基準に合わせ、令和4年3月31日まで延伸したいと考え、要綱の一部改正を提案するものです。各委員の回答及び意見を回答書議題(3)に記載をお願いします。

4 議題(4) 今年度の取組方針について 【資料3参照】

・協議会及び市民部会の今年度の取組方針について、ご提案させていただきます。

各委員の回答及び意見を回答書議題(4)に記載をお願いします。

5 議題(5) 特定事業と市民部会の取組の連携について 【資料4参照】

- ・市民部会では、心のバリアフリー推進を目的に「普及啓発ツール作成」や児童を対象とする「心のバリアフリー教室」に注力し取組を進めています。
- ・この市民部会の取組を特定事業と連携することで次期計画策定時におけるソフト事業での取組の効果を高めることが期待できるため提案するものです。
- ・特に「普及啓発ツール作成」については、特定事業者への協力を求め、範囲の拡大 で取組の推進を図ることを考え、今回、提案をさせていただきます。
- ・今後の流れとしましては、本協議会で承認が得られましたら、現在実施している市 民部会の取組「普及啓発ツール作成」について紹介をし、特定事業者毎に対応の可 否とともに、対応可能な場合はその方法をお聞きし実施する流れを考えています。 各委員の回答及び意見を回答書議題(5)に記載をお願いします。
- ・なお、「心のバリアフリー教室」については、市内小学校の先生方と協力して進めているため、現時点では民間事業者への協力は求めず、取組が成熟してきたタイミングで調整を図りたいと考えています。

6 報告(1) 特定事業計画の進捗状況について 【資料 5-1~5-2 参照】

- ・令和2年度における特定事業計画の進捗状況となります。資料5-1には各事業のまとめ、資料5-2は特定事業計画毎シートにまとめています。
- ・「完了事業」は、昨年度に比べ4%上昇、令和2年度末時点で28%となります。
- ・各委員の意見を回答書議題(6)に記載をお願いします。

7 報告(2) 市民部会の取組について 【資料 6-1~6-6 参照】

- ・市民部会の取組については、資料 6-1 を中心にご覧いただき、資料 6-2~6-6 は補 完する資料となります。
- ・「普及啓発ツール作成」は、一部媒体が新型コロナウイルス等の情報を優先することから情報発信することができなったものの、令和元年度以上に発信媒体を増やし取り組んでいます。現時点では、市民の反応を得ることが第一と考えて取り組んでいますが、今後は効果検証を行い、費用対効果が得られる媒体など進め方の工夫が必要と考え、令和3年度以降の取組の中で引き続き検討をしていきます。
- ・資料 6-6 には、国土交通省バリアフリーパンフレット掲載の紹介をしています。今年度当初、新型コロナウイルスの影響による先行きが不透明となる中で今後につながる取組を検討している中で、大臣表彰制度に気づき、事務局の判断により応募させていただきました。第一次選考は書類審査、第二次選考はヒアリング等を含むプレゼンテーション審査でした。

- ・手探りの中ではじめている心のバリアフリーの推進について、第三者の審査員の 方々から貴重な講評が得られたことに加え、全国に紹介されることになりました。
- ・今後は、市民部会の取組が確固たる継続的な取組を目指すとともに、その取組が各 特定事業へ波及効果をもたらすことにより、本協議会がこれまで以上に活発な議論 が行われ、本市バリアフリー基本構想に掲げる基本理念「だれもが安心して過ごせ るまちづくり」へつながるものと考えています。

8 その他(1) 市民部会の取組について 【資料7参照】

- ・本資料送付時点での事務局の考えとなります。
- ・緊急事態宣言が再度延長され、3月24日(水)が緊急事態宣言中となった場合は 4月以降に延期させていただきますので、ご注意ください。

以上